あわじ環境未来島特区 ［指定：平成23年12月、認定：平成24年2月］

正
準

正：平成28年3月末までに計画が認定された地区／準：平成28年3月末時点では計画が認定されていない地区

Ⅰ 目標に向けた取組の進捗に関する評価

ｉ）＋ⅱ）の平均値　（5.0＋3.7）／2＝4.4　**4.4**

ｉ）取組の進捗

目標値に対する実績に基づく進捗度（当年度実績）

番号	評価指標	進捗度	評点
1	エネルギー（電力）自給率　※電力消費量は関西電力㈱販売電力量分	141%	5
2	二酸化炭素排出量（関西電力㈱販売電力量分）	120%	5
3	再生可能エネルギー創出量	139%	5
4	新規就農者数	105%	5
5	再生利用が可能な荒廃農地面積	121%	5
6	一戸当たり農業生産額≪定性的評価≫	―	―
7	持続人口（定住人口＋交流人口）≪定性的評価≫	―	―

評価指標毎の進捗の評価の平均値　（5×5＋4×0＋3×0＋2×0＋1×0）／5＝5.0　**5.0**

・1つの評価指標に複数の数値目標がある場合は、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均する。
（例）評価指標1について、a、b、cという3つの数値目標があり、各数値目標の評点・寄与度がa：5・20%、b：4・10%、c：3・70%の場合、5×0.2＋4×0.1＋3×0.7＝3.5で、四捨五入して評価指標1の評価は「4」となる。

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載

ⅱ）取組の方向性に対する評価

専門家による評価の平均値　**3.7**

Ⅱ 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

ⅰ）、ⅱ）、ⅲ）の平均値　（3.8＋4.0＋4.3）／3＝4.0　**4.0**

ⅰ）規制の特例措置を活用した事業等の評価

■国との協議の結果、全国展開された措置を活用した事業
（事項）
太陽光発電施設の系統連系に係る迅速な手続の明文化
（概要）
小・中規模の太陽光発電施設の系統連携に係る手続きの処理期間の明文化及び短縮がなされたため、施設整備の進捗が早まり、事業が円滑に進むことにより、特区事業として取り組む事業所・家庭での太陽光発電の導入促進をさらに推進している。

（事項）
小型蒸気発電器導入時の蒸気ボイラーに係るボイラータービン主任技術者の選任・工事計画書提出・使用前審査の手続き不要措置の摘要
（概要）
ボイラータービン主任技術者の選任手続不要の温度に対する上限についての規制が削除されたことにより、技術者確保の負担が軽減されたことから、特区事業として取り組むバイナリ―発電に関する実証研究事業について円滑に実施することができた。

等

専門家による評価の平均値　3.8

ⅱ）財政・税制・金融支援の活用実績の評価

専門家による評価の平均値　4.0

ⅲ）地域独自の取組の状況の評価

専門家による評価の平均値　4.3

Ⅲ 取組全体にわたる事業の進捗と政策課題の解決に関する評価

（専門家所見（主なもの））　**4.0**

・再生可能エネルギーへの取り組みについては、メガソーラーだけでなく、家庭向け太陽光、小規模風力、洋上風力、バイオマス等、多面的な再生可能エネルギー創出・利用が進んでおり、先進的なモデルとしても高く評価することができる。
・定住人口については単にその数だけでなく、社会的な増減が年齢等によってどう異なっているかを把握し、人口動態を踏まえた対策を考える必要がある。
・有害鳥獣の住処となりやすい放置竹林の管理とともに竹チップのバイオマス利用を手掛けたことは有意義。
・支援措置等の活用も積極的であり，自治体をはじめ地域が一体的となっての緊密な取組がうかがえる。
・新規就農者の増加や耕作放棄地の解消などについては、より詳細な分析・戦略の提示などが必要であり、それにより、両者の関係がはっきり見えてくるのではないか。
・「再生利用が可能な荒廃農地面積」については、いずれの年度も進捗率が100%を超えてはいるものの、近年、再び増加傾向にあり、この点の分析や対応が必要であろう。
・「持続人口（定住人口＋交流人口）」については、そのような定義の意味合いも含めて、妥当かどうかの検討が、引き続き求められる。

専門家による評価（専門家の総合的な所見）の平均値　4.0

総合評価

Ⅰ、Ⅱ及びⅢを1：1：2の比率で計算（4.4＋4.0＋4.0×2）／4＝4.1

4.1

（注）評価に係る評点及び表記の考え方については以下のとおり。
・評価は5～1（評点）で行う。
・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未満を1とする。
・進捗度以外の評価項目における評点は、5：著しく優れている、4：十分に優れている、3：適当である、2：適当であると認めるには不十分である、1：適当であると認められないとする。